

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地には、文化的な催しの場等に活用されている施設としては、熊本市市民会館、熊本市国際交流会館、熊本市子ども文化会館、県民交流会館パレアなどが立地しているが、他都市で開催されているような大規模な MICE（マイス）機能については十分とはいえない状況にある。

医療・福祉施設に関しては、国立病院機構熊本医療センターが立地している。以前はそれ以外に2つの総合病院が中心市街地近隣に位置し、市電で通院可能な位置にあったが、平成7年と平成9年に相次いで郊外部に移転し、高齢者等交通弱者にとっては不便な状況となっていた。その後、平成21年に国立病院機構熊本医療センターが現在地で建替えられ、機能が拡充されたことにより、その2病院の役割を担っている。

また、平成16年12月に城東地区（通町筋・桜町周辺地区）で、民間事業者による高齢者向けの医療介護機能を併設した集合住宅が整備された。そのほか新町・古町地区では、「総合福祉村構想」を掲げる NPO 法人一新まちづくりの会が、これまで精神障がい者の就労継続支援(B型)事業所や障がいのある方の交流や相談支援等を行う地域生活支援センターの誘致、さらには、グループホームの運営を実現しており、今後は、知的障がい者の就労継続支援(B型)事業所や老人小規模多機能施設の誘致・運営を計画している。

教育施設・文化施設に関しては、熊本市立熊本博物館、熊本県伝統工芸館、熊本県立美術館、熊本市現代美術館などがあるが、昭和53年に現在の建物が新築された熊本博物館の老朽化が進行しており、収蔵物の保存・整理や、時代に即応した展示内容への対応が課題となっている。また、小泉八雲やリロイ・ランシング・ジェーンズといった偉人の記念館については、一定の来館者はあるものの、十分に活用されていないとの指摘がある。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

九州中央の交流拠点として本市が飛躍するためには、文化的な催しの場等に活用する施設は不可欠であり、熊本県知事、熊本大学学長、熊本市長、熊本経済同友会代表幹事、熊本商工会議所会頭からなる「くまもと都市戦略会議」においても、国内外から選ばれるコンベンションシティの実現を図る必要性について議論され、国内外の大規模な MICE（マイス）に対応できる施設整備について方向付けがなされた。その具体策として、中心市街地での整備について検討されており、現在、その基本構想の策定を進めている。

教育施設・文化施設としては、博物館の機能改善を図り、収蔵物の適切な保存・管理を行うとともに、展示内容や展示方法の充実を図っていくことが必要である。

また、記念館については、本市の歴史や文化を継承するために欠かせないものであり、施設の改修による機能更新や中心市街地への移築復元により一層の活用が求められている。

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図る。

また、計画期間満了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望にたって、中心市街地活性化の推進を図っていく。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

特になし。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：地域創造支援事業 （コミュニティセンター整備） 実施場所：熊本市春日3丁目 事業概要： 熊本駅西土地区画整理事業区域内のコミュニティ住宅に地域コミュニティセンターを併設するもの。 ・敷地面積 約2,000㎡ ・規模 約450㎡ 実施時期：H18年度～H24年度	熊本市	コミュニティ住宅に地域コミュニティセンターを併設することで、地域住民のコミュニティの醸成と新しいまちづくり活動の拠点となる。当事業は「人々が活発に交流しにぎわうまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生土地区画整理事業(熊本駅西土地区画整理事業)と一体の効果促進事業) ○実施時期 H23年度～H24年度	
事業名：暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区) 実施場所：熊本市春日 事業概要： 熊本駅周辺地区に都市機能のまちなか立地として、医療系専門学校や社会福祉施設等を整備する事業。 ・施行区域：約0.5ha 実施時期：H20年度～H29年度	民間事業者	九州新幹線が全線開業し、熊本の玄関口にふさわしい魅力ある市街地整備を官民連携で進めるため、熊本駅周辺地域整備基本計画と連携した民間開発を支援し、にぎわいと潤いのある中心市街地に寄与することを目的とした事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区)) ○実施時期 H22年度～H26年度	

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名：暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区） 実施場所：熊本市春日 1 丁目～2 丁目の一部 事業概要： ・熊本駅前東 A 地区における第二種市街地再開発事業（本工事分） ・施行面積 1.4ha ・施設規模 延床面積約 51,900 m ² （公益施設 約 9,500 m ² 、商業・業務施設 約 3,600 m ² 、住宅施設 約 20,400 m ² 、共用部 約 18,400 m ² ） 実施時期：H20 年度～H24 年度	熊本市	公益施設を含む複合施設の整備、さらには、公共的な屋外空間の整備を一体的に行うことは、賑わいがあり、人にやさしい都市環境の創出を図ることができる事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（熊本駅前東 A 地区）） ○実施時期 H20 年度～H24 年度
事業名：暮らし・にぎわい再生事業（花畑地区） 実施場所：熊本市花畑町 事業概要： 通町筋・桜町地区に、都市機能のまちなか立地として、公益的施設を整備する事業。 ・施行区域：約 2.0ha 実施時期：H20 年度～H24 年度	民間事業者・熊本市（地権者等関係者の協議により決定）	中心市街地の核としての機能を備え、にぎわい空間創出等都市の再生を促進する事業であって、中心市街地全体の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（花畑地区）） ○実施時期 H22 年度～H24 年度
事業名：花畑地区広場整備事業 【再掲 p74 に記載】 実施場所：熊本市花畑町 事業概要： 花畑地区に、広場を整備する事業 ・施行区域：約 2,900 m ² 実施時期：H25 年度～H30 年度	熊本市	桜町再開発地区で整備される施設群と、これに隣接する花畑地区広場、シンボルプロムナードの整備において、地区全体としてのまちの賑わいを生み出す都市空間としての機能の最大化を図り、中心市街地の回遊性が高められ、にぎわい創出が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（桜町・花畑地区）） ○実施時期 H25 年度～H30 年度
事業名：桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業 【再掲 p75 に記載】 実施場所：熊本市 事業概要： 桜町の再開発に面したシンボルプロムナードについて、まちなみ景観と利活用の 2 つの側面から検討を行い、整備を進める。 実施時期：H23 年度～H30 年度	熊本市	2 核 3 モールの 1 核である桜町・花畑周辺地区の再開発事業区域に面したシンボルプロムナードの歩行者専用空間について、まちなみ景観や利活用の検討を行い、市民や観光客等が集える新しい顔づくりを進めることで、中心市街地の回遊性が高められ、にぎわい創出が期待できることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（桜町・花畑地区）） ○実施時期 H25 年度～H30 年度

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名：MICE（マイス）施設整備事業	熊本市	交通の利便性が高く、宿泊施設や飲食・商店街に近い桜町地区を立地場所に想定した「コンベンションシティ基本構想」を平成23年度に策定。学会やイベント等で活用できる多目的施設を整備することで、中心市街地の賑わいを創出する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（桜町・花畑地区）） ○実施時期 H25年度～H30年度	
---------------------	-----	---	--	--

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業特になし。

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名：地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	熊本市	父親など普段子育て支援センターを利用することが困難な子育て中の家庭でも気軽に利用できるように子育て親子の交流等の促進を図るため、ひろば型の子育て支援拠点施設として、中心商店街に設置し、中心市街地の都市福利機能の充実を図る事業であって、人々の交流を促す事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 子育て支援交付金 ○実施時期 H25年度～	
-----------------------	-----	---	---	--

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：博物館展示整備事業 実施場所：熊本市古京町 事業概要： 熊本博物館のリニューアル（現況：敷地面積14,000㎡、建築面積3,754㎡、建物延面積6,107㎡） 実施時期：H22年度～H26年度	熊本市	熊本城域に位置する熊本博物館は、開設から33年が経過しているが、この間、本格的な展示の刷新は行われておらず、社会状況の変化等を踏まえ、展示の更新や展示環境等の改善を行い、歴史・教育文化施設としての機能強化及び多くの市民や観光客を呼べるような魅力向上を図る事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		

5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

事業名：ジェーンズ邸の移築 復元事業 実施場所：熊本城域周辺 事業概要：ジェーンズ邸を当初の所在地に近い熊本城域周辺へ移築、復元し、資料館として活用する。 実施時期：H23年度～	熊本市	ジェーンズ邸を当初の所在地に近い熊本城域周辺へ移築、復元し、日本初の男女共学を実施した熊本洋学校、日本赤十字社の前身である博愛社や日本最後の内戦である西南戦争などを紹介する資料館として活用するとともに、「桜の馬場 城彩苑」などと連携を図る事業であって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：記念館改善計画事業 実施場所：熊本市安政町 事業概要：小泉八雲旧居の展示内容や展示手法などをリニューアルする。 実施時期：H23年度～	熊本市	本市では市に「ゆかり」のある偉人に関する建物8館を記念館として一般公開している。そのうち中心部にある、小泉八雲旧居の展示内容や展示手法などをリニューアルし、記念館の魅力向上を図り、熊本を訪れる方々が歴史的文化遺産にふれる機会を拡充し、市民の郷土に対する理解と愛着を深めることを通じて、現代的都市の中に歴史を感じてもらうものであり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：(仮称)新町地区総合福祉施設整備事業 実施場所：熊本市新町 事業概要：老人福祉、障害福祉、児童福祉等の施設運営等 実施時期：H19年度～	NPO 法人一 新まち づくり の会	新町地区において、老人福祉、障害福祉、児童福祉等の対応について、地元の医療機関、保健センターと共に検討を進めながら、施設の運営等を行い、中心市街地の都市福利機能の充実を図る事業であって、人々の交流を促す事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：熊本市民健康フェスティバル 実施場所：熊本市手取本町・上通 事業概要：熊本市民健康フェスティバルの開催 ○開催日：例年10月中旬 ○主なコーナー：①相談・・・健康相談、歯科、くすり、栄養、看護など ②測定・・・血圧、体脂肪、骨密度など ③体験・・・口腔、作業療法、AEDなど 実施時期：H元～	熊本市 民健康 フェス ティバ ル実行 委員会 ほか	市民の健康の保持・増進を図るため、中心市街地において、行政機関と医師会、保健医療専門団体連合会等が一同に会し、保健、医療に関する相談や検査等を行い、市民に健康の大切さ等を体験してもらうものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		